



## 随意契約理由

現在の城東区災害対策用職員住宅にかかる什器の賃貸借については、エイトレント株式会社が実施しており、現状の設備で問題なく、賃貸借できている。

他社から什器の賃貸借を受けることで、設置されている什器の搬入出が必要となり、初期費用が高額になることによって、現在よりも費用が高額になることが必至であるので、引き続きエイトレント株式会社と特名随意契約を行う。